

○立命館大学父母教育後援会災害支援奨学金規程

2015年12月9日

規程第1073号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学父母教育後援会（以下「父母教育後援会」という。）からの寄附金にもとづく災害支援奨学金（以下「奨学金」という。）に関する事項を定める。

(目的)

第2条 災害支援奨学金は、立命館大学父母教育後援会学生援助規程第3条第1号に定める事業として、災害により人的、経済的被害を受け、授業料等の納付が困難となった学生に対して奨学金を給付することにより、修学の継続を支援することを目的とする。

(対象者)

第3条 奨学金は、学部にて在籍する学生であつて、学生の学費を負担する者（以下「学費負担者」という。）が父母教育後援会の会員である者を対象とする。ただし、次の各号に定める者を除く。

- (1) 外国人留学生
- (2) 非常災害による修学困難者に対する立命館大学学費減免の対象となる者
- (3) 立命館大学父母教育後援会家計急変奨学金の対象となる者

(給付の要件)

第4条 奨学金は、前条に定める対象者の学費負担者が、災害により、次の各号のいずれかに該当する被害を受けた場合に給付する。

- (1) 30日以上の治療を要する人的被害を受けた場合
- (2) 居住家屋の全壊、全焼、半壊、半焼、床上浸水の被害を受けた場合

(給付金額)

第5条 奨学金の給付額は、次の各号とする。

- (1) 在学する学期 授業料相当額
- (2) 休学する学期 在籍料相当額

2 奨学金は、学期毎に給付する。

(給付期間)

第6条 奨学金は、給付決定があつた日の属する学期から給付を開始し、前条第1項第1号の給付額を2学期間給付した学期をもって終了する。

(申請)

第7条 奨学金を希望する者は、所定の申請書類により、学生部長に申請しなければならない。

(決定)

第8条 奨学金は、第4条に定める要件を満たす者すべてに給付する。

2 奨学金の受給者は、学生部長が、要件を審査のうえ決定する。

(給付の中止)

第9条 受給者が学籍を失ったときは直ちに奨学金の給付を中止する。

2 学生部長は、前項により奨学金の給付が中止された者に対し、中止を決定した学期の奨学金を給付済みのときは、当該学期の奨学金の返還を求めることがある。

(給付の取消)

第10条 申請書類への虚偽記載等の不正の事実が判明した場合は、第8条の決定に遡り、奨学金の給付を取り消す。

2 学生部長は、前項により奨学金の給付が取り消された者に対し、給付済みの奨学金の返還を求める。

(要項)

第11条 施行にかかる細目は、学生部長が要項に定める。

(廃止)

第12条 父母教育後援会から寄附金停止の意思表示があった場合または寄附金がなくなった場合には、災害支援奨学金は廃止する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2015年12月9日から施行する。